

選挙管理委員会次第

期日 平成28年12月2日(金)

午後1時30分から

場所 みよし市役所 政策審議会室

1 あいさつ

2 議題

(1) 専決処分について(委員長報告)…………… P 1～2

(2) 選挙人名簿定時登録(平成28年12月)について…………… P 3～11

ア 定時登録資格要件…………… P 3

イ 選挙人名簿登録数(12月定時登録)…………… P 4～6

ウ 在外選挙人名簿登録者数…………… P 7～8

エ 選挙人名簿の縦覧場所の告示…………… P 9

オ 在外選挙人名簿の縦覧場所の告示…………… P 9

カ 選挙権を有する者の50分の1の数の告示…………… P 10

キ 選挙権を有する者の3分の1の数の告示…………… P 11

3 その他

専決処分について（委員長報告）

みよし市選挙管理委員会規程第17条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告します。

処分事項：公職選挙法第30条の6第1項の規定により、下記の者を本市の在外選挙人名簿に登録する。

記

氏名	生年月日	性別	本籍	日本での最終住所地	専決処分日

在外選挙人名簿の被登録資格の確認

氏名	①在外選挙人名簿に既に登録されている者でないこと (本籍地の市区町村長からの回答文書)	②申請時に年齢満18年以上であること (登録申請書、本籍地の市区町村長からの回答文書)	③日本国民であること (登録申請書、本籍地の市区町村長からの回答文書)	④公職選挙法第11条第1項の該当がないこと (本籍地の市区町村長からの回答文書)	⑤公職選挙法第252条の該当がないこと (本籍地の市区町村長からの回答文書)	⑥政治資金規正法第28条の該当がないこと (本籍地の市区町村長からの回答文書)	⑦領事館の管轄区域内に引き続き3か月以上当該申請者が住所を有していること (日本国総領事又は日本国大使からの意見書)
							管轄区域内住定日 登録申請日 総領事又は大使
							管轄区域内住定日 登録申請日 総領事又は大使
							管轄区域内住定日 登録申請日 総領事又は大使

選挙人名簿定時登録（平成28年12月）について

定時登録資格要件

- 1 基準日（22条）
平成28年12月1日（木）
- 2 登録日（22条）
平成28年12月2日（金）
- 3 選挙人名簿縦覧場所（23条）
愛知県みよし市三好町小坂50番地 みよし市役所
- 4 選挙人名簿縦覧期間（23条）
平成28年12月3日（土）から平成28年12月7日（水）までの5日間
- 5 登録要件（9条）
 - (1) 国政選挙の選挙権のある者
 - ア 日本国民であること
 - イ 年齢満18年以上である者
平成10年12月2日以前の出生者
 - (2) 住所要件（21、28条）
 - ア 平成28年9月1日（当該届出をした日）以前の転入者で、引き続き本市の住民であること。（3か月要件）
 - イ 平成28年7月31日（住所を有しなくなった日）以前の転出者は、抹消する。（4か月要件）
 - ウ 平成28年8月1日から11月30日までの間の転出者で3ヶ月以上住民基本台帳に記録されていた者
 - エ 帰化した者は、帰化の届出をした日以後、引き続き本市の住民であること。
- 6 抹消者（11、28条）
 - (1) 平成28年7月31日以前に転出した者
 - (2) 前回の登録時において登録のあった者で、平成28年12月1日までに死亡した者
 - (3) 欠格事項に該当した者
- 7 その他
 - (1) 「転出者」で表示される者（27条）
平成28年8月1日以降の転出者

選挙人名簿登録者数（12月定時登録）

平成28年12月2日現在の選挙人名簿登録者数は次のとおりです。

選挙区	男	女	計	備考
第11区	24,081 人	22,664 人	46,745 人	

(参考)

区分	男	女	計	備考
9月定時登録者数	23,993 人	22,585 人	46,578 人	
登録者数	383 人	298 人	681 人	
抹消者数	295 人	219 人	514 人	
転出者	253 人	179 人	432 人	
死亡者	42 人	40 人	82 人	
欠格者	0 人	0 人	0 人	
12月定時登録者数	24,081 人	22,664 人	46,745 人	
増減者数	+88 人	+79 人	+167 人	

付 表

開票区名	投票区名	内 訳		
		男	女	計
みよし市	三好	3,069	2,956	6,025
	北部	3,253	3,053	6,306
	南部	2,424	2,352	4,776
	西部	2,883	2,628	5,511
	天王	3,342	3,080	6,422
	三好丘	3,478	3,210	6,688
	緑丘	3,018	3,008	6,026
	黒笹	2,614	2,377	4,991
合 計		24,081	22,664	46,745
開票区数	1	投票区数	8	

前回定時登録(平成28年9月2日)と

今回定時登録(平成28年12月2日現在)における選挙人名簿登録者数及び増減表

投票区	男			女			計		
	前回登録	増 減	今回登録	前回登録	増 減	今回登録	前回登録	増 減	今回登録
三好	3,062	+7	3,069	2,945	+11	2,956	6,007	+18	6,025
北部	3,248	+5	3,253	3,041	+12	3,053	6,289	+17	6,306
南部	2,416	+8	2,424	2,342	+10	2,352	4,758	+18	4,776
西部	2,892	-9	2,883	2,634	-6	2,628	5,526	-15	5,511
天王	3,332	+10	3,342	3,065	+15	3,080	6,397	+25	6,422
三好丘	3,465	+13	3,478	3,206	+4	3,210	6,671	+17	6,688
緑丘	3,007	+11	3,018	2,998	+10	3,008	6,005	+21	6,026
黒笹	2,571	+43	2,614	2,354	+23	2,377	4,925	+66	4,991
合 計	23,993	+88	24,081	22,585	+79	22,664	46,578	+167	46,745

在外選挙人名簿登録者数

平成28年12月2日現在の在外選挙人名簿登録者数は次のとおりです。

選挙区	男	女	計	備考
第11区	68 人	26 人	94 人	

(参考)

区分	男	女	計	備考
9月定時登録者数	69 人	26 人	95 人	
登録者数	2 人	0 人	2 人	
抹消者数	3 人	0 人	3 人	
12月定時登録者数	68 人	26 人	94 人	
増減者数	-1 人	0 人	-1 人	

付表

(単位：人)

經由領事館の名称			内訳		
地域	經由領事館の名称	国名等	男	女	計
アジア	在インドネシア日本国大使	インドネシア共和国	5人	0人	5人
	在シンガポール日本国大使	シンガポール共和国、インドネシア共和国	2人	1人	3人
	在タイ日本国大使	タイ王国、台湾	6人	2人	8人
	在釜山日本国総領事	大韓民国	0人	1人	1人
	在中華人民共和国日本国大使	中華人民共和国	4人	0人	4人
	在広州日本国総領事	中華人民共和国	2人	0人	2人
	在上海日本国総領事	中華人民共和国	2人	0人	2人
	在瀋陽日本国総領事	中華人民共和国	1人	0人	1人
	在カラチ日本国総領事	パキスタン・イスラム共和国	1人	0人	1人
	在フィリピン日本国大使	フィリピン共和国	2人	0人	2人
	在ベトナム日本国大使	ベトナム社会主義共和国	1人	0人	1人
	在マレーシア日本国大使	マレーシア	0人	1人	1人
	在ペナン日本国総領事	マレーシア	0人	1人	1人
	財団法人交流協会台北事務所長	中華人民共和国	1人	0人	1人
	小計		27人	6人	33人
大洋州	在メルボルン日本国総領事	オーストラリア連邦	2人	1人	3人
	小計		2人	1人	3人
北米	在アメリカ合衆国日本国大使	アメリカ合衆国	1人	0人	1人
	在アトランタ日本国総領事	アメリカ合衆国	0人	1人	1人
	在サンフランシスコ日本国総領事	アメリカ合衆国	3人	1人	4人
	在シアトル日本国総領事	アメリカ合衆国	1人	0人	1人
	在シカゴ日本国総領事	アメリカ合衆国	4人	1人	5人
	在デトロイト日本国総領事	アメリカ合衆国	8人	5人	13人
	在ナッシュビル日本国総領事	アメリカ合衆国	0人	1人	1人
	在ニューヨーク日本国総領事	アメリカ合衆国	1人	2人	3人
	在ホノルル日本国総領事	アメリカ合衆国	0人	1人	1人
	在ロサンゼルス日本国総領事	アメリカ合衆国	2人	1人	3人
	在トロント日本国総領事	カナダ	3人	1人	4人
	小計		23人	14人	37人
中南米	在アルゼンチン日本国大使	アルゼンチン共和国	1人	0人	1人
	在メキシコ日本国大使	メキシコ合衆国	1人	0人	1人
	在パナマ日本国大使	パナマ共和国	1人	0人	1人
	在クリチバ日本国総領事	ブラジル連邦共和国	0人	1人	1人
	在サンパウロ日本国総領事	ブラジル連邦共和国	4人	1人	5人
	小計		7人	2人	9人
欧州	在デュッセルドルフ日本国総領事	ドイツ連邦共和国	1人	1人	2人
	在フランス日本国大使	フランス共和国	4人	2人	6人
	在マルセイユ日本国総領事	フランス共和国	1人	0人	1人
	在ベルギー日本国大使	ベルギー王国	1人	0人	1人
	在ポルトガル日本国大使	ポルトガル共和国	1人	0人	1人
	小計		8人	3人	11人
中東	在イスタンブール日本国総領事	トルコ共和国	1人	0人	1人
	小計		1人	0人	1人
合計			68人	26人	94人

みよし市選挙管理委員会告示第30号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第2項の規定により、平成28年12月2日現在における選挙人名簿に登録される資格を有する者について、その氏名、住所及び生年月日を記載した書面を縦覧に供する場所は、次のとおりである。

平成28年11月25日

みよし市選挙管理委員会

委員長 長山家久

1 縦覧場所

愛知県みよし市三好町小坂50番地

みよし市役所

2 縦覧期間

平成28年12月3日から平成28年12月7日までの午前8時30分から午後5時まで

みよし市選挙管理委員会告示第31号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の7第2項の規定により、平成28年12月3日現在における在外選挙人名簿に登録される資格を有する者について、その氏名、経由領事館の名称、最終住所及び生年月日を記載した書面を縦覧に供する場所は、次のとおりである。

平成28年11月25日

みよし市選挙管理委員会

委員長 長山家久

1 縦覧場所

愛知県みよし市三好町小坂50番地

みよし市役所

2 縦覧期間

平成28年12月3日から平成28年12月7日までの午前8時30分から午後5時まで

選挙権を有する者の50分の1の数の告示

みよし市選挙管理委員会告示第32号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、935である。

平成28年12月2日

みよし市選挙管理委員会
委員長 長山家久

(参考)

※ 登録者数

$$46,745 \text{ 人} \div 50 = 934.9$$

$$\approx 935 \text{ (小数点切り上げ)}$$

- ・ 地方自治法第74条第1項 条例の制定又は改廃の請求
- ・ 同 第75条第1項 監査の請求

前回(平成28年9月2日)

※ 登録者数

$$46,578 \text{ 人} \div 50 = 931.56$$

$$\approx 932 \text{ (小数点切り上げ)}$$

選挙権を有する者の3分の1の数の告示

みよし市選挙管理委員会告示第33号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、15,582である。

平成28年12月2日

みよし市選挙管理委員会
委員長 長山家久

(参考)

※ 登録者数

$$46,745 \text{ 人} \div 3 = 15,581.666\dots \\ \approx 15,582 \text{ (小数点切り上げ)}$$

- ・地方自治法第76条第1項 議会の解散請求
- ・ 同 第80条第1項 議員の解職請求
- ・ 同 第81条第1項 長の解職請求
- ・ 同 第86条第1項 主要公務員（副市長、選挙管理委員、監査委員等）の解職請求
- ・地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項 教育委員会の委員の解職請求

前回（平成28年9月2日）

※ 登録者数

$$46,578 \text{ 人} \div 3 = 15,526$$